

令和 2 年度 船橋市総合防災訓練実施要綱（案）

1 訓練の目的

災害対策基本法第 48 条及び船橋市地域防災計画に基づき、本市に影響を及ぼす大地震の発生を想定し、応急対策等の防災活動が迅速かつ的確、そして、総合的な対応ができるように体制の確立を図り、災害に強いまちづくり及び災害に強い行動力をもった人づくりを目的に訓練を実施する。

2 訓練実施日

令和 2 年 11 月 29 日（日） 9 時 00 分から 13 時 00 分まで

3 訓練会場

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) いっせい行動訓練 | 船橋市域全体 |
| (2) 避難所開設・運営訓練 | 市立 54 小学校、市立 27 中学校、
船橋特別支援学校高根台校舎 |
| (3) 災害対策本部情報伝達訓練 | 市本庁舎災害対策本部室 |
| (4) 医療救護訓練 | 市立医療センター |
| (5) 無線通信訓練 | 市本庁舎災害対策本部室及び防災関係機関 |

4 訓練の方針

首都圏直下型の地震の発生が危惧されるなか、千葉県が被害想定した千葉県北西部直下型地震発災後、迅速かつ柔軟な対応が取れるように、総合的な訓練として、市民一人ひとりの防災意識の高揚、市職員の初動時の対応強化及び職員同士の連携強化を図る。

5 訓練想定

令和 2 年 11 月 29 日（日）午前 9 時 00 分、千葉県北西部を震源とする地震が発生、地震の規模は M7.3 と推定され、市内でも最大震度 6 強を観測した。

地震により、住家や道路などに甚大な被害がもたらされ、ライフラインの機能が失われた。また、死者、負傷者等多数発生、市街地を中心に多数の火災が発生している。

6 訓練内容・訓練従事者

- (1) いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）・・・・・・・・・・市民・市職員等
家庭等の日常生活の場において、各自が冷静に判断し行動できるように、いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）を実施し、その後、家族の安否方法の確認、非常持出品の確認、避難場所の確認等を行う。

(2) 避難所開設・運営訓練

- ①新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営訓練
・・・・・・・・市職員及び学校職員

- ア. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営方法について確認する。 ※eラーニングにて各自事前確認する
- イ. 避難所運営については、避難所アクションシートを確認ツールとして実施する。 ※eラーニングにて各自事前確認する
- ウ. 各防災設備等の保管・設置場所等を確認する。

②資機材取扱い訓練・・・・・・・・・・・・・・・・市職員

- ※eラーニングにて各自事前対応とする
- ア. 簡易トイレ イ. 発電機 ウ. 照明機 エ. ワンタッチパーテーション
- オ. けん引式車いす補助装置取付け カ. 折りたたみ式リヤカー

③防災設備取扱い訓練・・・・・・・・・・・・・・・・市職員

- ※eラーニングにて各自事前対応とする
- ア. マンホールトイレ イ. 防災用井戸 ウ. 応急給水（仮設給水栓）
- エ. 災害用公衆電話 オ. 防災MCA無線

④要配慮者安否確認訓練・・・・・・・・・・・・・・・・市職員

避難行動要支援者名簿を用いて、安否情報をもとに名簿の消込作業を行う。

(3) 災害対策本部（收容班等）情報収集・伝達訓練・・・・・・・・市職員
開設した避難所から避難所情報を入手し、避難所の状況把握を行う。

(4) 医療救護訓練・・・・・・・・市立医療センター職員
災害時における新型コロナウイルス感染者の受入れ、対応について

(5) 無線通信訓練（発災対応型訓練） ※別日に実施予定
・・・・・・・・市職員・防災関係機関
災害発災を想定して実施する本部と防災関係機関との通信訓練

7 訓練の中止

訓練は雨天決行とする。ただし、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合、その他特別の事情によりやむ得ない場合は中止とする。

（判断基準）水防準備体制が予想される場合

なお、訓練中止の決定については、当日の午前7時30分とする。職員への連絡は職員参集メールで行う。

8 安全管理

各訓練会場の安全管理については従事職員の代表者が配慮する。

9 参加予定機関 ※順不同

船橋SLネットワーク、船橋防災連絡会、その他防災関係機関

10 主催

船橋市